

市民生活部

1 戸籍・住民基本台帳事務 7-1

(1) 人口・世帯数

平成 28 年 3 月 31 日現在

登 録 人 口	住 民 基 本 台 帳	男	110, 482 人	234, 621 人	世 帯 数	97, 366 世帯
		女	124, 139 人			
	本 籍	267, 506 人			本 籍 数	109, 124 戸籍
	印 鑑	148, 924 人				

※ 平成 24 年 7 月 9 日の住民基本台帳法改正に伴い、外国人住民を含む。

(2) 届出事件数（平成 27 年度）

（住民票）

種別	異動事由	処理件数	種別	異動事由	処理件数
転入届	転入	6,258	職権記載等	職権記載	4
	未届転入	36		職権回復	27
転居届	転居	5,836		帰化	1
転出届	転出	6,552		職権消除	182
	国外移住	205		国籍喪失	0
世帯変更届	世主変更	163		戸籍届出	2,720
	世帯変更	23		戸籍通知	563
	世帯合併	128	その他	転出取消	78
	世帯分離	311		職権修正	1,339
職権記載等	出生	2,038	合計	修正	3,098
	死亡	2,394			31,956

※ 「その他」の「職権修正」には、転入通知及び方書を記載した職権修正を含む。

（戸籍の附票）

種別	件数
記載	28,538
消除	2,023
計	30,561

※ 「記載」には、方書を記載した職権修正を含む。

(印鑑)

種 別	件 数
登 録	8,809
修 正	5,341
除 票	8,850
計	23,000

※ 「修正」には、方書を記載した職権修正を含む。

(戸籍事務)

区 分		件 数	区 分		件 数	
1	出 生	3,050	19	帰 化	3	
2	国 籍 留 保	20	20	国 籍 喪 失	5	
3	認 知	41	21	国 籍 選 択	4	
4	養 子 縁 組	218	22	外 国 国 籍 喪 失	0	
5	養 子 離 縁	53	23	氏 の 変 更	39	
6	法 73 条の 2・法 69 条の 2	1	24	名 の 変 更	12	
7	婚 姻	2,743	25	転 籍	1,194	
8	離 婚	628	26	就 籍	0	
9	法 77 条の 2・法 75 条の 2	279	27	訂 正・更 正	①市町村長職権	106
10	親権・未成年者の後見・後見監督	22			②法 24 条 2 項	2
11	死 亡	3,254			③法 113 条・114 条	3
12	失 踪	1			④法 116 条	2
13	復 氏	3			⑤続柄の記載更正（嘱託）	2
14	姻 族 関 係 終 了	1			⑥続柄の記載更正（申出）	13
15	相 続 人 廃 除	0			計	128
16	入 籍	600	28	追 完	2	
17	分 籍	52	29	そ の 他	7	
18	国 籍 取 得	5	30	不 受 理 申 出	90	
				計	12,455	

(3) 証明書自動交付機（平成 28 年 8 月 31 日交付サービス終了）

① 設置年月日 平成 10 年 8 月 1 日

平成 17 年 3 月 22 日から庁舎 1 階フロアーに 2 台、平成 23 年 3 月 1 日から大和支所に 1 台増設し、計 5 台稼動。

② 設置場所・利用時間等

- ア 佐賀市役所本庁 1 階西玄関（1 台）
 月～金 午前 8 時～午後 9 時
 土・日・祝・12/29・12/30 午前 8 時～午後 5 時
 休止日 年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）
- イ 佐賀市役所本庁 1 階フロアー（2 台）
 月・水・木・金 午前 8 時 30 分～午後 5 時
 火 曜 午前 8 時 30 分～午後 7 時
 日 曜 午前 9 時～午後 4 時
 休止日 土曜・祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
- ウ エスプラッツ 2 階市民サービスセンター前（1 台）
 月～金 午前 10 時～午後 7 時
 土・日・祝 午前 10 時～午後 5 時
 休止日 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
- エ 大和支所東玄関（1 台）
 月～金 午前 8 時 30 分～午後 9 時
 土・日・祝・12/29・12/30 午前 8 時 30 分～午後 5 時
 休止日 年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）
- 月別自動交付機集計表（平成 27 年度）

月	発行部数	各証明書毎の全発行数に占める交付率（％）				全体（％）
		印鑑登録証明書	住民票の写し	所得課税証明書	納税証明書	
4	4,240	35.91	18.61	2.33	1.01	22.26
5	3,509	37.43	19.43	1.76	3.32	25.08
6	4,854	37.79	16.83	2.95	3.66	14.30
7	3,897	36.99	17.41	3.03	3.52	19.52
8	3,351	38.02	17.40	2.38	1.01	21.57
9	3,646	36.31	20.24	2.82	0.39	22.52
10	3,488	37.20	19.60	2.73	1.90	23.04
11	3,363	37.27	19.13	2.38	1.79	23.39
12	3,504	37.26	19.58	1.95	1.89	24.48
1	3,586	35.91	18.10	—	—	22.58
2	4,072	34.13	18.80	—	—	22.11
3	5,639	36.25	17.18	—	—	20.44
合計	47,149	36.65	18.35	2.26	1.49	21.01

(4) 住民基本台帳ネットワークシステム

住民基本台帳ネットワークシステムとは、市町村が管理している住民基本台帳を、他の市町村や都道府県、指定情報処理機関と専用回線で結ぶ全国規模のネットワークシステムである。

市町村の区域を越えて住民基本台帳に関する事務処理や、国の機関や都道府県に本人確認情報の提供を行っている。これにより、法律で定められた事務について、住民票の添付が順次不要となる。

① 住基カード多目的サービス開始（平成 16 年 6 月 1 日）

住基カードの普及と、お客様の利便性向上のため、多目的利用サービスを実施している。暗証番号の登録により証明書自動交付機を利用し、現在、最高 4 種類の証明書（住民票・印鑑登録証明書・所得課税証明書・納税証明書）を取得することができる。

○ 住民基本台帳ネットワークシステム関係統計表（平成 27 年度）

月	住基カード 交付件数	広域交付 住民票の写し	特例転出入	電子証明書 交付件数
4	90	15	49	6
5	92	15	17	3
6	102	19	29	2
7	86	14	25	3
8	60	11	24	2
9	55	12	19	2
10	63	18	20	4
11	40	21	22	48
12	39	11	24	83
1	－	10	17	－
2	－	18	19	－
3	－	17	63	－
合計	627	181	328	153

(5) 郵便局証明書発行サービス

市役所から遠隔地にお住まいのお客様の時間的・経済的負担の軽減を目的として開始した。

① 開始：平成 16 年 6 月 1 日

佐賀嘉瀬郵便局、蓮池郵便局、川久保郵便局で業務開始

② 拡大：平成 18 年 6 月 1 日

北山郵便局、三反田郵便局でも業務開始

③ 取り扱う証明書の種類

住民票の写し、印鑑登録証明、戸籍、戸籍の附票の写し、税証明

○ 郵便局証明書発行サービスでの交付枚数（平成 27 年度）

郵便局	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
佐賀嘉瀬	45	53	91	59	43	65	57	41	62	60	42	82	700
蓮 池	21	13	21	22	17	8	19	13	16	13	31	33	227
川久保	62	39	82	42	55	51	54	55	36	41	67	70	654
北 山	5	4	6	6	7	0	4	5	9	2	6	8	62
三反田	9	7	8	12	4	10	7	6	11	7	10	14	105
合 計	142	116	208	141	126	134	141	120	134	123	156	207	1,748

(6) コンビニエンスストア証明書交付サービス

平成 28 年 1 月 12 日から、個人番号カードを利用して、コンビニエンスストアで各種証明書を受け取れるサービスを開始した。

① 利用対象者

「個人番号カード（マイナンバーカード）」所有者で利用者証明用電子証明書を発行（カードに記録）し、その暗証番号を認定されている者

② 取り扱う証明の種類

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・所得〈課税〉証明書
- ・納税証明書

③ 取得可能な店舗（市内約 90 店舗、全国約 45,000 店舗）

- ・セブンイレブン
- ・ローソン
- ・ファミリーマート
- ・サークルKサンクス

④ サービス提供時間

午前 6 時 30 分から午後 11 時まで（12 月 29 日～1 月 3 日を除く）

○ 月別コンビニ交付集計表（平成 27 年度）

月	印鑑証明書	住民票の写し	所得課税証明書	納税証明書
1	1	3	1	0
2	32	22	3	1
3	54	76	7	2
合計	87	101	11	3

2 総合窓口 7-1

(1) 概 要

平成 13 年 10 月 29 日開設

① 「届出コーナー」

戸籍の届出、住所の変更、印鑑登録、住民基本台帳カードの発行、住所の変更に伴う国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、小中学校の指定等の手続きを一括して取り扱う。

② 「証明コーナー」

住民票の写し、戸籍、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明、税証明などの証明書の交付を取り扱う。

(2) 平日窓口延長サービス（本庁のみ）

開始：平成 12 年 10 月 3 日

① 取扱時間

毎週火曜日は窓口の取扱時間を 2 時間延長し、午前 8 時 30 分から午後 7 時までとする。

② 取扱業務

戸籍の届出、住所の変更、印鑑登録、住民票の写しなどの各種証明書の発行、住民基本台帳カードの発行

(3) 日曜窓口サービス（本庁のみ）

開始：平成 16 年 2 月 15 日（同年 6 月 27 日まで試行。その後継続実施）

① 取扱時間

毎週日曜日 午前 9 時から 12 時、午後 1 時から 4 時

② 取扱業務

戸籍の届出、住所の変更、印鑑登録、住民票の写しなどの各種証明書の発行、住民基本台帳カードの発行

(4) 繁忙期窓口開設サービス（本庁のみ）

開始：平成 14 年 3 月（3 月末と 4 月初めの繁忙期に窓口の取扱時間を拡大している。）

① 土日サービス（平成 27 年度の取り組み）

平成 28 年 3 月 26 日（土）・27 日（日）・4 月 2 日（土）・3 日（日）の 4 日間に、午前 9 時から 12 時まで及び午後 1 時から 4 時まで窓口を開設した。

② 平日窓口延長サービス（平成 27 年度の取り組み）

平成 28 年 3 月 25 日（金）から 4 月 7 日（木）までの平日の 10 日間は、窓口の取扱時間を 1 時間延長し、午後 6 時までとした。

※ 毎週火曜日は、午後 7 時まで延長

(5) 各種手数料及び取扱件数一覧（平成 27 年度）

種 別	手数料(円)	件 数
住民票の写し	300	126,883
住民票記載事項証明書	300	2,660
印鑑登録証明書	300	74,715
戸籍謄本	450	39,639
戸籍抄本	450	12,731
戸籍一部事項証明書	450	32
戸籍記載事項証明書	350	5
除籍謄本	750	44,012
除籍抄本	750	492
除籍一部事項証明書	750	0
除籍記載事項証明書	450	0
受理証明	350・1,400	301
届出証明	350	129
戸籍の附票の写し	300	19,081
住民票閲覧	300	5,495
広域交付住民票の写し	300	203
住民基本台帳カード	500	621
印鑑登録証再登録	500	3,642
転出証明書	無 料	6,229
身分証明書	300	2,725
その他の諸証明	300	6,957
自動車臨時運行許可	750	1,851
所得証明書	300	16,194
課税証明書	300	5,189
所得課税証明書	300	23,100
納税証明書	300	3,509
事業所証明書	300	96
固定資産証明書	300	7,814
合 計		404,305

※ 税証明については総合窓口取り扱い分のみ。

3 市民サービスセンター 7-1

エスプラッツ 2 階に市民サービスセンターを設置し、各種証明書の発行や県からの権限委譲により一般旅券の申請受理及び交付事務を開始した。

開始：住民票等の各種証明発行 平成 19 年 8 月 1 日

一般旅券の申請受理及び交付 平成 19 年 9 月 1 日

(1) 窓口時間

平 日 午前 10 時から午後 6 時 30 分まで（火曜日は午後 7 時まで）

日曜日 旅券の受け取りのみ可能。時間は正午から午後 4 時まで

閉所日 土曜日・祝日（ただし日曜日が祝日の場合は開所）・年末年始

(2) 取り扱う事務

① 一般旅券申請の受理及び交付（記載事項変更、紛失、渡航先追加、増補申請を含む。）

② 各種証明書の発行（次の証明書の発行を行っている。）

住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍、除籍、身分証明書、戸籍の附票の写し、納税証明書（軽自動車、国民健康保険税に関する証明は除く。）、所得課税証明書、完納証明書、固定資産証明書、事業所証明書

○ 市民サービスセンター旅券申請件数及び証明書発行件数（平成 27 年度）

月	旅券	戸籍	住民票等	印鑑登録 証明書	諸証明	税証明
4	394	325	193	81	13	58
5	393	221	114	31	13	24
6	392	250	270	40	8	247
7	480	229	190	50	9	90
8	565	258	146	46	6	54
9	350	244	163	35	8	69
10	413	236	149	46	5	45
11	321	168	145	38	7	51
12	386	237	173	59	9	26
1	424	221	155	40	3	37
2	446	269	171	70	2	41
3	493	217	226	81	9	73
合計	5,057	2,875	2,095	617	92	815

4 市民相談 6-2

市民相談コーナーで、市民からの行政一般に関するお尋ねへの対応と、目的に沿った相談事業を実施している。

◎ 本庁 1 階市民相談コーナーでの相談

平成 28 年 4 月 1 日現在

相 談 名	開 催 日 時	担 当	相 談 内 容
一 般 相 談	月～金曜日 8:30～17:00	市民相談コーナー 担 当 相 談 員	市の業務についての意見、日常生活上の悩みごと、心配ごとなど
法 律 相 談	毎週木曜日 13:30～16:30 ※第 1・3 木曜日は 10:00～12:00 も実施	佐 賀 県 弁 護 士 会	民事上の法律問題、土地家屋、相続、離婚、消費者金融等の金銭貸借など
人権・心配ごと 相 談	毎週火曜日 13:30～16:30	佐 賀 県 人 権 擁 護 委 員 連 合 会	人権を侵害されたと思われる相談、日常生活上の悩みごと、心配ごとなど
税 務 相 談	第 1・3 水曜日 13:30～16:30	九州北部税理士会 佐 賀 支 部	所得税、法人税、贈与税などの手続き全般
土 地 建 物 相 談	第 2・4 月曜日 13:30～16:30	佐 賀 県 宅 地 建 物 取 引 業 協 会	借地、借家などの契約及び苦情全般
行 政 相 談	第 1・2・3 金曜日 13:30～16:30	行 政 相 談 委 員	役所や特殊法人などに関する相談
行政書士による 相 談	第 4 金曜日 14:00～16:00	佐賀県行政書士会	法務関係文書及び官公庁への認可申請などに関する相談
司法書士による 相 談	第 4 水曜日 13:30～16:30	佐賀県司法書士会	登記、相続、遺言、成年後見などの相談
土地家屋調査士 に よ る 相 談	第 3 月曜日 13:30～16:30	佐 賀 県 土 地 家 屋 調 査 士 会	土地・建物の表題登記や境界問題に関する相談（平成 26 年 4 月開始）
暴力に関する 相 談	月～金曜日 (水曜日除く) 8:30～17:00	市民相談コーナー 担 当 相 談 員	日常生活での暴力に関する悩み、心配ごと

◎ 支所での相談

平成 28 年 4 月 1 日現在

支所名	相 談 名	開 催 日 時	場 所
諸 富	人 権 ・ 行 政 相 談	毎月第 4 金曜日 13:30～16:00	諸富支所
大 和	法 律 相 談	偶数月第 2 木曜日 13:30～16:30	大和支所
	人 権 ・ 行 政 相 談	毎月第 3 木曜日 10:00～12:00	大和老人福祉センター
富 士	人 権 相 談	不定期（市報で広報）	富士支所
	行 政 相 談	毎月第 4 水曜日 10:00～15:00	
三 瀬	人 権 ・ 行 政 相 談	毎月第 2 水曜日 9:30～12:00	三瀬公民館
川 副	法 律 相 談	奇数月第 2 木曜日 13:30～16:30	川副支所
	人 権 ・ 行 政 相 談	毎月第 2 水曜日 9:00～12:00	
東 与 賀	人 権 ・ 行 政 相 談	毎月第 3 水曜日 13:30～16:00	東与賀保健福祉センター
久 保 田	人 権 相 談	不定期（市報で広報）	久保田老人福祉センター
	行 政 相 談	毎月第 2 水曜日 10:00～12:00	

◎ 本庁での相談・案内等件数

相 談 の 種 類	一 般 相 談	特 別 相 談								総 合 案 内	暴 力 に 関 す る 相 談	交 通 災 害 共 済 加 入 申 込	合 計
		法律相談 （大和・川副支所含む。）	人 権 ・ 心 配 ご と 相 談	税 務 相 談	土 地 建 物 相 談	行 政 相 談	行 政 書 士 に よ る 相 談	司 法 書 士 に よ る 相 談	土 地 家 屋 調 査 士 に よ る 相 談				
H26	1,445	564	63	64	64	7	7	72	13	67,749	25	309	70,382
H27	1,658	569	57	61	56	5	19	62	9	76,980	11	283	79,770

5 つくし斎場 7-1

(1) 施設の概要

- ① 位 置 佐賀市金立町大字金立 1197 番地 465
- ② 敷地面積 5,787 m²
- ③ 建築面積 1,336 m²
- ④ 建物構造 鉄筋コンクリート 2 階建
- ⑤ 施設内容
 - ア 待合棟
 - 1 階 ホール、待合室(5 室)、事務室、応接室、湯沸室、便所、売店、機械室
 - 2 階 ホール、待合室(2 室)、湯沸室、便所
 - イ 火葬棟
 - 受付、ホール、炉前室、拾骨室(3 室)、遺体安置室、作業室、電気室、
 - 火葬炉 7 基(1 炉 1 再燃焼炉付)、作業員控室
 - ウ 駐車場
 - 45 台収容
- ⑥ 着工及び竣工 昭和 54 年 2 月 24 日着工 昭和 55 年 3 月 15 日竣工
- ⑦ 業務開始 昭和 55 年 4 月 1 日
- ⑧ 事業費 3 億 8,300 万円

(2) 使用料

平成 28 年 4 月 1 日現在

① 遺がいの火葬 (1 体につき)	市内居住者	市外居住者
大人	6,500 円	60,000 円
子ども (10 歳以下)	4,600 円	40,000 円
死産児	3,300 円	20,000 円
② 改葬遺がいの火葬 (1 体につき)	死亡後 3 年未満	死亡後 3 年以上
大人	6,500 円	4,600 円
子ども (10 歳以下)	4,600 円	2,600 円
③ 身体の一部等の焼却	10 kg まで	10 kg を超え 1 kg 増すごとに
	1,300 円	130 円
④ 遺体安置室 (24 時間以内) の使用	市内居住者	市外居住者
	1,300 円	5,200 円

(3) 利用状況 (平成 27 年度)

区 分		件 数	区 分		件 数
大 人	市 内	1,811 件	死産児	市 内	37 件
	市 外	416 件		市 外	9 件
子ども	市 内	2 件	身体の一部等		2,353kg
	市 外	2 件	安置室使用		40 件

6 川副葬祭公園 7-1

(1) 施設の概要

- ① 位 置 佐賀市川副町大字犬井道 5722 番地
- ② 敷地面積 3,105 m²
- ③ 建築面積 176 m²
- ④ 建物構造 軽量鉄骨平屋建
- ⑤ 施設内容
玄関ホール、休憩室（2 室）、事務室、湯沸室、便所、炉前ホール、機械室、火葬炉 2 基、駐車場（20 台収容）
- ⑥ 着工及び竣工 昭和 51 年 12 月 20 日着工 昭和 52 年 3 月 31 日竣工
- ⑦ 業務開始 昭和 52 年 6 月 1 日
- ⑧ 事業費 6,250 万円

(2) 使用料

平成 28 年 4 月 1 日現在

① 遺がいの火葬（1 体につき）	市内居住者	市外居住者
大 人	5,000 円	60,000 円
子ども（12 歳未満）	3,000 円	40,000 円
死産児	2,000 円	20,000 円
② 改葬遺がいの火葬（1 体につき）	市内居住者	市外居住者
	2,000 円	10,000 円
③ 身体の一部等の焼却	市内居住者	市外居住者
	2,000 円	10,000 円

(3) 利用状況（平成 27 年度）

区 分		件 数	区 分		件 数
大 人	市 内	234 件	死産児	市 内	0 件
	市 外	12 件		市 外	0 件
子ども	市 内	2 件	身体の一部等	市 内	0 件
	市 外	0 件		市 外	0 件

7 東与賀火葬場 7-1

(1) 施設の概要

- ① 位 置 佐賀市東与賀町大字田中 172 番地 3
- ② 敷地面積 997 m²
- ③ 建築面積 167 m² (建床面積 144 m²)
- ④ 建物構造 鉄筋コンクリート一部 2 階建
- ⑤ 施設内容
待合室 (和室・ロビー)、拾骨室、炉前ホール、湯沸室、便所、倉庫、管理人控室、霊灰塔、駐車場、火葬炉 1 基
- ⑥ 着工及び竣工 昭和 61 年 12 月 10 日着工 昭和 62 年 4 月 25 日竣工
- ⑦ 業務開始 昭和 62 年 5 月 1 日
- ⑧ 事業費 5,318 万円

(2) 使用料

平成 28 年 4 月 1 日現在

① 遺がいの火葬 (1 体につき)	市内居住者	市外居住者
大 人	6,000 円	60,000 円
子ども (10 歳以下)	4,500 円	40,000 円
死産児	3,000 円	20,000 円
② 改葬遺がいの火葬 (1 体につき)	死亡後 3 年未満	死亡後 3 年以上
大 人	6,000 円	4,000 円
子ども (10 歳以下)	4,500 円	2,500 円
③ 身体の一部等の焼却	10 kg まで	10 kg を超え 1 kg 増すごとに
	1,000 円	100 円
④ 遺体安置室 (24 時間以内) の使用	市内居住者	市外居住者
	1,000 円	4,000 円

(3) 利用状況 (平成 27 年度)

区 分		件 数	区 分		件 数
大 人	市 内	253 件	死産児	市 内	1 件
	市 外	9 件		市 外	0 件
子ども	市 内	0 件	身体の一部等		3 kg
	市 外	0 件	安置室使用		0 件

8 市税 7-2

(1) 市税の一覧

税目	区分	課税客体・納税義務者	申告書等提出期限	納期等
市 民 税		(個人) ・ 市内に住所を有する個人（均等割、所得割） ・ 市内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの（均等割） (法人) ・ 市内に事務所または事業所を有する法人（均等割、法人税割） ・ 市内に寮、宿泊所等を有する法人で、当該市内に事務所または事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所を有する公益法人で収益事業を行わないもの（均等割） ・ 市内に事務所や事業所がある法人課税信託の受託者（法人税割）	(個人) ・ 個人申告書 3月15日 ・ 給与支払報告書 1月31日 ・ 異動届出書 徴収する義務がなくなる事由が発生した月の翌月10日 (法人) ・ 中間申告 事業年度開始日から6カ月を経過した日から2カ月以内 ・ 確定申告 事業年度終了日の翌日から2カ月以内（ただし、提出期限の特例あり）	(個人) ・ 普通徴収 第1期 6月1日～6月末日 第2期 8月1日～8月末日 第3期 10月1日～10月末日 第4期 12月1日～12月28日 ・ 特別徴収 6月から翌年5月までの徴収した月の翌月10日 (法人) 申告書の提出期限
固定資産税		固定資産 土 地 家 屋 償 却 資 産 } 当該固定資産の所有者	償却資産 1月31日	第1期 5月1日～5月末日 第2期 7月1日～7月末日 第3期 9月1日～9月末日 第4期 11月1日～11月末日
軽自動車税		原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 2輪の小型自動車 } 所有者または使用者	・ 取得申告 軽自動車等所有者等となった日から15日以内 ・ 廃車申告 軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内	5月11日～5月末日
市たばこ税		市内の小売販売業者に製造たばこを売り渡した「製造たばこの製造者」、「特定販売業者」または「卸売業者」	毎月の販売につき翌月末日までに申告・納付	
特別土地保有税			平成15年度以降、当分の間、新たな課税の停止	
入湯税		鉱泉浴場の入湯客	翌月15日までに申告・納付	
都市計画税		市街化区域内に所在する土地家屋の所有者		固定資産税と同じ
国有資産等所在市交付金		国・地方公共団体所有の 固定資産で貸付資産等 } 国 地方公共団体		6月30日

賦課期日	課税標準及び税率					
1月1日 (個人市民税のみ)	○個人市民税課税標準額 =総所得金額-所得控除額	○法人均等割				
		法人等の区分		税額		
		資本金等の額が50億円を超え 従業員数の合計数が50人を超えるもの		3,600,000円		
	○個人所得割 税率=6/100	資本金等の額が10億円を超え50億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの		2,100,000円		
		資本金等の額が10億円を超え 従業員数の合計数が50人以下のもの		492,000円		
	○個人均等割 3,500円	資本金等の額が1億円を超え10億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの		480,000円		
		資本金等の額が1億円を超え10億円以下 従業員数の合計数が50人以下のもの		192,000円		
	○法人市民税課税標準額 =法人税額(国税)	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの		180,000円		
		資本金等の額が1千万円を超え1億円以下 従業員数の合計数が50人以下のもの		156,000円		
	○法人税割 法人税額の12.1/100 (平成26年9月30日以前に 始まる事業年度分は、 法人税額の14.7/100)	資本金等の額が1千万円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの		144,000円		
		上記以外の法人等		60,000円		
1月1日	・ 税率=1.4/100 ・ 免税点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満					
4月1日	○原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車					
	車種区分			税額		
	原動機付自転車	50cc以下	2,000円			
		50ccを超え90cc以下	2,000円			
		90ccを超えるもの	2,400円			
		ミニカー	3,700円			
	小型特殊	農耕作業用のもの	2,400円			
		その他のもの	5,900円			
	2輪の軽自動車			3,600円		
	2輪の小型自動車			6,000円		
	○三輪以上の軽自動車(平成27年3月31日以前に最初の新規検査をした車両)					
	区 分		税率(年税額)			
			平成27年3月31日までに最初 の新規検査をした車両	平成27年4月1日以降に最初 の新規検査をした車両	最初の新規検査から13年を経 過した車両(経年重課)	
	三輪(排気量660cc以下)		3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪(排 気量 660cc以 下)	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円
貨物		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円	
※動力源または内燃機関の燃料が電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリン電力併用の 電気自動車及び被けん引車は重課の対象外です。						
○三輪以上の軽自動車(グリーン化特例(軽課)適用後)						
区 分		税率(年税額)				
		約2.5%軽減	約5.0%軽減	約7.5%軽減		
三輪(排気量660cc以下)		3,000円	2,000円	1,000円		
四輪(排 気量 660cc以 下)	乗 用	営業用	5,200円	3,500円	1,800円	
		自家用	8,100円	5,400円	2,700円	
	貨 物	営業用	2,900円	1,900円	1,000円	
		自家用	3,800円	2,500円	1,300円	
	売り渡し本数1,000本につき5,262円(ただし、旧3級品は2,925円)					
	・ 宿泊する者 1人1泊につき150円					
1月1日	・ 税率=0.25/100					
	算定標準額の1.4/100 ※ 法で特別定めのあるものを除き、算定標準額は次のとおりである。 前年の3月31日現在において国有財産台帳等に記載された価格による。					

(2) 市税の調定状況

(単位：円，％)

科目		年度	26年度		27年度	
		区分	調定額	対前年比	調定額	対前年比
市民税	個人	現年分	10,758,097,911	99.5	10,992,033,380	102.2
		繰越分	182,773,655	82.3	143,194,094	78.4
		小計	10,940,871,566	99.1	11,135,227,474	101.8
	法人	現年分	3,378,640,600	110.1	3,066,518,300	90.8
		繰越分	12,117,565	54.2	12,529,374	103.4
		小計	3,390,758,165	109.7	3,079,047,674	90.8
	合計		14,331,629,731	101.4	14,214,275,148	99.2
固定資産税	現年分		11,926,742,200	100.5	11,804,871,400	99.0
	繰越分		231,623,618	77.0	211,430,151	91.3
	小計		12,158,365,818	99.9	12,016,301,551	98.8
	交付金		111,739,600	98.3	112,091,400	100.3
	合計		12,270,105,418	99.9	12,128,392,951	98.9
軽自動車税	現年分		517,294,700	103.1	528,905,200	102.2
	繰越分		14,638,541	88.4	11,898,834	81.3
	合計		531,933,241	102.7	540,804,034	101.7
市たばこ税	現年分		1,725,852,185	96.6	1,697,542,977	98.4
	繰越分		0	—	0	—
	合計		1,725,852,185	96.6	1,697,542,977	98.4
特別保有土地税	現年分		0	—	2,867,400	—
	繰越分		0	—	0	—
	合計		0	—	2,867,400	—
入湯税	現年分		14,933,660	60.8	16,158,900	108.2
	繰越分		0	—	0	—
	合計		14,933,660	60.8	16,158,900	108.2
都市計画税	現年分		1,333,656,400	99.3	1,306,497,800	98.0
	繰越分		27,425,304	76.5	24,714,646	90.1
	合計		1,361,081,704	98.7	1,331,212,446	97.8
総計	現年分		29,766,957,256	100.8	29,527,486,757	99.2
	繰越分		468,578,683	78.4	403,767,099	86.2
	合計		30,235,535,939	100.4	29,931,253,856	99.0

(3) 市税の決算状況

(単位：円，％)

科目			26年度			27年度		
			収入額	収納率	対前年比	収入額	収納率	対前年比
市民税	個人	現年分	10,696,568,208	99.4	99.7	10,942,380,506	99.6	102.3
		繰越分	91,120,778	49.9	80.8	70,987,644	49.6	77.9
		小計	10,787,688,986	98.6	99.5	11,013,368,150	98.9	102.1
	法人	現年分	3,373,304,800	99.8	110.3	3,062,441,041	99.9	90.8
		繰越分	4,081,774	33.7	59.8	4,732,403	37.8	115.9
		小計	3,377,386,574	99.6	110.1	3,067,173,444	99.6	90.8
	合計		14,165,075,560	98.8	101.9	14,080,541,594	99.1	99.4
固定資産税	現年分		11,865,604,630	99.5	100.5	11,754,969,000	99.6	99.1
	繰越分		63,335,326	27.3	63.9	50,869,028	24.1	80.3
	小計		11,928,939,956	98.1	100.2	11,805,838,028	98.3	99.0
	交付金		111,739,600	100.0	98.3	112,091,400	100.0	100.3
	合計		12,040,679,556	98.1	100.2	11,917,929,428	98.3	99.0
軽自動車税	現年分		510,772,280	98.7	103.4	524,352,878	99.1	102.7
	繰越分		7,170,496	49.0	91.6	5,931,155	49.9	82.7
	合計		517,942,776	97.4	103.2	530,284,033	98.1	102.4
市たばこ税	現年分		1,725,852,185	100.0	96.6	1,697,542,977	100.0	98.4
	繰越分		0	－	－	0	－	－
	合計		1,725,852,185	100.0	96.6	1,697,542,977	100.0	98.4
特別保有土地税	現年分		0	－	－	2,867,400	100.0	－
	繰越分		0	－	－	0	－	－
	合計		0	－	－	2,867,400	100.0	－
入湯税	現年分		14,933,660	100.0	60.8	16,158,900	100.0	108.2
	繰越分		0	－	－	0	－	－
	合計		14,933,660	100.0	60.8	16,158,900	100.0	108.2
都市計画税	現年分		1,326,819,953	99.5	99.3	1,300,974,887	99.6	98.1
	繰越分		7,514,991	27.4	64.2	5,994,051	24.3	79.8
	合計		1,334,334,944	98.0	99.0	1,306,968,938	98.2	98.0
総計	現年分		29,625,595,316	99.5	101.0	29,413,778,989	99.6	99.3
	繰越分		173,223,365	37.0	72.7	138,514,281	34.3	80.0
	合計		29,798,818,681	98.6	100.7	29,552,293,270	98.7	99.2

(4) 歳入に占める市税割合

(単位：千円)

区分 \ 年度	24年度	25年度	26年度	27年度
一般会計	88,760,750	90,436,183	93,564,158	94,500,322
市税	29,026,150	29,583,862	29,798,819	29,552,293
割合 (%)	32.7	32.7	31.8	31.3

(5) 原動機付自転車・軽自動車保有台数

(単位：台)

(各年4月1日現在)

種別	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
総数	97,731	99,666	101,462	102,683	103,094
自原動機付自転車					
50cc以下	11,353	11,054	10,642	10,216	9,793
50ccを超え90cc以下	1,157	1,085	1,025	970	921
90ccを超えるもの	1,109	1,201	1,265	1,349	1,397
小計	13,619	13,340	12,932	12,535	12,111
軽自動車					
2輪のもの	2,079	2,103	2,092	2,099	2,117
3輪のもの	3	3	3	2	2
4輪乗用	52,283	54,722	57,253	59,297	60,367
4輪貨物	20,680	20,421	20,039	19,652	19,249
小計	75,045	77,249	79,387	81,050	81,735
自小型特殊車					
農耕作業用	5,692	5,678	5,669	5,564	5,643
その他	487	517	558	550	559
小計	6,179	6,195	6,227	6,114	6,202
2輪の小型自動車	2,888	2,882	2,916	2,984	3,046

9 まちづくり自治基本条例 6-1

(1) まちづくり自治基本条例推進事業

市民等が主体のまちづくりを進めるためのルールとなる「佐賀市まちづくり自治基本条例」の市民への周知啓発のため作成した、パンフレットやDVDを活用し、出前講座等を開催。また職員を対象とした研修も実施した。

① 平成 27 年度実績

ア 市民等への周知

i 出前講座、講演等

実施回数：14 回（一般 11 回、小学生 3 回）

ii 小中学校児童生徒へのマンガ版パンフレット配布

市内小学校 3 年生以上の全児童生徒へマンガ版パンフレットを配布。併せて、協働啓発DVDも全小中学校へ配布し、授業等での活用を図った。

イ 職員研修

実施回数：5 回（副課長級職員、新規採用職員、公民館職員）

10 市民活動プラザ 6-1

(1) 施設概要

- ① 名 称 佐賀市市民活動プラザ
- ② 所 在 地 佐賀市白山2丁目1番12号 佐賀商工ビル7階
- ③ 開 館 平成14年4月1日
※ 平成26年4月1日から現在地に移転

④ 内 容

市民活動プラザは、佐賀市の市民活動の拠点として、多様な市民活動を育成し、支援すること、市民活動に関する情報を収集及び発信することを目的として設置している。市民活動等に関する疑問や悩みの相談相手として、解決の手助けを行い、市民活動団体の支援と活動の活性化を図っている。

ア 団体の活動に利用

- レターケース
- ロッカー
- 活動共同スペース

イ ボランティアやNPOの活動情報の収集、自分たちの活動情報の発信

- 情報コーナー

ウ 市民活動の困りごとの相談

- 相談支援窓口

エ チラシ・ポスターや資料などの作成

- ワーキングルーム

オ 子どもを連れての活動

- 親子交流サロン

カ 打合わせや会議、講習会やセミナーの開催

- 小・中会議室 7階
- 小・大会議室 4階

キ 簡単な打ち合わせや作業

- ミーティングフロア

1 1 市民活動推進 6-1

(1) 市民活動推進事業

① 啓発事業

市民及び行政内部に対して、市民活動団体や協働などについての基礎的な理解を深める事業を実施する。

ア 市民活動に関する研修（平成 27 年度実績）

開催日時	講座名	参加者数（人）
平成 27 年 8 月 4 日 14:00～16:30	協働に関する職員研修 （協働推進窓口担当職員及び希望職員を対象）	23
平成 27 年 8 月 5 日 9:15～11:45	協働に関する職員研修 （協働推進窓口担当職員及び希望職員を対象）	26
平成 27 年 8 月 5 日 13:30～16:00	協働に関する職員研修 （協働推進窓口担当職員及び希望職員を対象）	31

イ 協働に関する市民向け講座（平成 27 年度実績）

「生きがい発見ボランティア」と題し、参加と協働を分かりやすく理解してもらうために、佐賀市まちづくり自治基本条例及び参加と協働をすすめる指針、地域コミュニティづくりについての解説やワークショップ形式で「自分のためにできること」、「地域のためにできること」についての討論を市内 2 箇所で開催した。

② 情報の提供／交流事業

市民と行政との協働を行っていくために、市民と情報を共有する。同様に、市民活動団体の情報を把握・整理し発信する。

ア 市報や市ホームページによる広報及び各種の広報媒体による情報提供

イ 市民活動団体ガイドブック 2015 年度版の更新

③ 協働推進窓口

「佐賀市まちづくり自治基本条例」や協働指針の全庁的な理解を深め、市民等との「協働」による社会や地域の課題解決の取り組みを進めるための全庁的な体制を構築するため、佐賀市の全部署（学校・公民館を除く）に協働推進窓口を設置し、窓口担当者として協働推進員を配置している。

(2) 市民活動補償制度

市民活動を実践する活動者等が市民活動中に怪我をした場合や死亡した場合、あるいは活動の参加者等に損害を与えた場合などに補償を行う。

① 市民活動補償制度の特徴

- ア 市内に活動拠点を置く市民活動団体の広く公共の利益を目的とした市内における自発的な無報酬の活動が対象。
- イ 補償対象となる方は指導者や活動者、活動を伴う参加者で、単なる観覧者や活動を伴わない参加者などは除く。
- ウ 保険料は市が全額負担。
- エ 申し込みや事前登録手続きは不要。
- オ スポーツ活動や、活動地と自宅等の往復途上時の事故などは対象に含まない。

② 平成 27 年度事故受付件数（平成 28 年 5 月末時点）

傷害事故 26 件、賠償責任事故 2 件

(3) 協働ステップアップ事業

職員や市民の協働への意識向上を図り、より具体的で効果的な協働の取り組みを進めていくために次の取り組みを行う。

① 平成 27 年度実績

ア 庁内に対する協働事業の実態調査

協働の取り組みの実態調査：全庁に対してのアンケートを実施

〔平成 27 年度協働事業実績 178 事業〕

イ 市民活動団体等の公益活動実態調査（市民活動団体 7 団体、大学・サークル 5 団体、企業 6 社）

ウ 人材育成

協働推進職員との意見交換会・研修会（年 2 回）

(4) 市民活動拠点運営事業（市民活動プラザ）

① 市民活動プラザ設置の趣旨

佐賀市の市民活動の拠点施設として、多様な市民活動を育成及び支援すること、市民活動に関する情報の収集及び提供に関することを目的として設置した。運営管理については特定非営利活動法人佐賀県 CSO 推進機構を指定管理者とし、市民組織主体の施設運営と市民活動支援を行っている。

② 貸出施設の利用案内

ア 申し込み 使用日の属する月の 4 カ月前の月の初日からインターネットか市民活動プラザ窓口で受付

イ 休館日 年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）

ウ 利用時間 午前 9 時から午後 10 時まで

③ 会議室等の利用料金について

ア 会議室

種 類	数	単位	利用料金
大会議室（36 人程度）	1	1 時間	2,500 円（500 円）
中会議室（18 人程度）	3	1 時間	1,500 円（300 円）
小会議室（12 人程度）	3	1 時間	1,000 円（200 円）

※（ ）は市民活動目的利用の場合

イ その他の設備

種 類	数		利用料金
活動共同スペース	6 ブース		月 5,000 円
ロッカー	大	5 個	月 500 円
	中	42 個	月 300 円
	小	48 個	月 200 円
レターケース	264 団体分		無 料

※ 活動共同スペース、ロッカーの年間利用料金を 4 月に前納すると、9 割の金額

ウ コピー機

種 類	内 容	利 用 料 金	
コピー機	白黒・2 色	A4・B5	5 円／1 枚
		A3・B4	10 円／1 枚
	カラー	A4・B5	30 円／1 枚
		A3・B4	50 円／1 枚

エ 印刷機（用紙持参）

種 類	内 容	利 用 料 金
印刷機	製版	50 円／1 枚
	印刷	0.5 円／1 枚

オ 市民活動プラザの利用状況（注）

項 目	平成 26 年度実績	平成 27 年度実績
来場者数	56,714 人	58,699 人
会議室利用率	49.4%	47.2%
利用登録団体数	1,233 団体	1,293 団体
レターケース利用団体	115 団体	135 団体
相談支援件数	106 件	82 件
情報収集・発信件数	3,611 件	3,269 件

(5) 市民活動プラザにおける市民活動支援のための各種事業

① 平成 27 年度人材育成事業

佐賀市の市民活動活性化のために必要と思われる人材を育成することを目的とし、実施した。

ア 受託団体：特定非営利活動法人 I T サポートさが

イ 実施回数：30 回、参加者数（延べ）：316 人

② 平成 27 年度交流連携事業

市民活動団体、企業、行政などの異なる業種が情報交換や意見交換できる機会を提供し、異なる業種・分野での交流がすすむ機会を提供することを目的とし、実施した。

ア 受託団体：特定非営利活動法人 佐賀県ＣＳＯ推進機構

イ 実施回数：１回、参加者数（延べ）：２０６人

③ さがんなかまつり

市民活動プラザや市民活動について広く一般市民に向けて発信することにより、施設の利用促進や市民活動に対する関心を高め、佐賀市の市民活動の活性化につなげることを目的とし、実施した。

ア 受託団体：株式会社エフエム佐賀

イ 実施回数：１回、参加者数（延べ）：２,９８０人

(6) 佐賀市市民活動応援制度「チカラット」

市民活動団体が行う公益的な事業に対して、市民が応援したいと思う事業を選んで投票（届出）し、その投票数に応じて、市民活動団体へ補助金を交付する。（平成 23 年度から制度開始）

① 平成 27 年度実績

ア 団体からの申請受付状況

募集期間 １月 9 日から 2 月 10 日

申請団体 39 団体 ※3 団体取り下げ

イ 市民投票（届出）結果

投票対象事業 36 事業(団体)

投票期間 6 月 1 日から 7 月 1 日

投票総数 18,915 票

有効投票数 16,968 票

無効投票数 1,947 票

ウ 補助金の確定

交付事業 36 事業(団体)

交付確定額 6,392,809 円

1 2 地域審議会 6-2

(1) 目的（平成 17・19 年度に設置）

平成 17 年 10 月の市町村合併、さらには平成 19 年 10 月の市町合併により、旧町村が周辺地域となることで、住民の意見が市の施策に反映されにくくなるという懸念を払拭するために、地域の意見を聞きながら、よりよい地域づくりができるよう、合併前の旧町村を単位として設置する。

(2) 概要

① 設置区域

旧川副町、旧東与賀町、旧久保田町の区域ごとに設置

② 設置期間

平成 29 年 3 月 31 日まで

③ 所掌事務

合併新市基本計画の変更、進捗に関する事項、合併後の佐賀市の基本構想の作成及び変更に関する事項、地域振興のための基金の活用に関する事項等について市長の諮問に応じ、審議、答申する。また、地域の振興に関し、必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

④ 委員の構成

各地域審議会の設置区域に住所を有する者のうち、自治会を代表する者、公共的団体等を代表する者、学識経験を有する者、公募により選任された者で構成され、15 名以内の委員により組織する。

(3) 実績（平成 27 年度）

審 議 会 名	開催回数	答申、意見数
川 副 地域審議会	1 回	0 回
東与賀 地域審議会	1 回	0 回
久保田 地域審議会	1 回	0 回

※地域審議会の設置期限は合併後 10 年間となっているため、旧諸富町、旧大和町、旧富士町、旧三瀬村の地域審議会は平成 27 年 3 月 31 日をもって廃止した。

1 3 交通安全・防犯 2 - 3

(1) 交通安全対策

交通安全を確保するため、警察などの関係機関と連携し、高齢者や幼児、児童への交通安全教育や、佐賀市交通安全指導員などとの交通安全運動を積極的に啓発する事業。

○ 交通事故発生状況

平成 25 年			平成 26 年			平成 27 年		
発生	死者	傷者	発生	死者	傷者	発生	死者	傷者
3,264	15	4,338	3,088	14	4,109	2,958	10	3,953

(2) 暴走族等追放対策

暴走族のいない安全で安心な市民生活の構築は市民全体の願いである。そのため、暴走族への加入防止、暴走族からの離脱促進といった活動に市民自らが携わり、暴走族等を許さない社会環境を実現するための事業。

① 暴走族等追放条例の制定、施行

『暴走族等追放条例』を制定し、暴走族等の追放に関して、市はもとより、市民、保護者等の責務を明らかにし、また、暴走行為をあおる行為を規制することで、暴走族等のいないまちづくりを推進し、もって市民生活の安全と平穏を確保する。

② 佐賀市暴走族追放審議会の設置、運営

条例施行に合わせ、佐賀市暴走族追放審議会（委員 18 名以内）を設置し、本市の暴走族の実情に合わせた効果的な暴走族等の追放のための施策や重点区域及び重点禁止区域の指定について審議していく。

(3) 交通災害共済制度

交通事故による災害の財政的負担を軽減し、生活を安定させ、交通安全と交通事故防止に対する意識の高揚を図るため、佐賀県市町総合事務組合が運営主体となり実施する事業。

① 制度のあらまし

- 市民であれば、だれでも年額一人 500 円の掛金で加入できる。
- 共済期間は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで。4 月 1 日以降の加入の場合、共済期間は手続き完了日の翌日からとなる。翌年度分の受付けは、2 月 1 日から開始する。

② 災害見舞金表

区 分	災 害 の 程 度	見舞金額
交通事故証明書有り	死 亡	100 万円
	自賠法施行令別表第 1 及び別表第 2 の第 1 級に該当する後遺障害	100 万円
	入院・通院実日数 150 日以上	10 万円
	〃 100 日以上	5 万円
	〃 50 日以上	3 万 5 千円
	〃 25 日以上	2 万 5 千円
	〃 10 日以上	1 万 5 千円
現認書の み	〃 25 日以上	2 万円
	〃 10 日以上	1 万 2 千円

ア 対象となる交通事故

国内で一般交通の用に供する道路、公共駐車場、鉄道、定期航路等における、自転車、バイク、自動車、電車、定期旅客船・フェリー・旅客航空機等の走行（運行）中の交通事故による人身事故。または、歩行中のこれらの交通乗用具との衝突。

イ 対象とならない事故

交通事故の原因が加入者の故意、無免許、自殺、犯罪行為、天災等による場合。

私有地、公園、広場、河川敷等の一般に通行できない場所での事故。

③ 佐賀県市町交通災害共済制度の加入実績

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
加 入 者 数 (人)	17,198	15,237	14,262
年 掛 け 金 (円)	500	500	500
掛け金（保険料）合計 (円)	8,599,000	7,618,500	7,131,000
加 入 率 (%)	7.3	6.5	6.1

(4) 生活安全対策

市民の生活安全意識の高揚、自主的な生活安全運動の推進、及び生活安全のための環境整備を図り、もって安全で住み良い社会を実現するための事業。

① 生活安全推進条例の制定、施行

市民の生活安全を確保するため、市及び市民等の責務を明らかにし、生活安全のための啓発活動や自主的活動を推進し、市民生活の安全と安心を確保する。

② 佐賀市生活安全推進協議会の設置、運営

条例施行に合わせ、佐賀市生活安全推進協議会（委員 20 名以内）を設置し、市民の生活安全の確保を推進するための対策などについて協議、意見する。（年間 2 回開催予定）

(5) 防犯対策

青少年の非行や犯罪を抑止又は防止するための啓発活動や自主防犯活動を推進し、犯罪の発生を減少させるための事業。

○ 犯罪発生状況

（単位：件）

平 成 25 年			平 成 26 年			平 成 27 年		
窃盗犯	その他 刑法犯	計	窃盗犯	その他 刑法犯	計	窃盗犯	その他 刑法犯	計
2,379	598	2,977	1,880	546	2,426	1,528	559	2,087

(6) 防犯灯対策

市民等の夜間における犯罪及び交通事故を抑止し、生活安全を確保するため、防犯灯の設置を推進する。その防犯灯を維持管理する自治会等を支援する事業。

① 防犯灯設置助成金制度（平成 27 年度）の内容

助 成 金 の 区 分			助 成 対 象 経 費	助成限度額
設 置 費	新 規 設 置	新たに電柱等に設置	1灯当たり設置に要した経費 の2分の1	5,200円
		新たに灯柱を立てて設置	1基当たり設置に要した経費 の2分の1	20,800円
補 修 費	補 修	灯柱を取り替える場合	1基当たり補修に要した経費 の4分の3	9,000円
		防犯灯の照明部分を補修する場合	1灯当たり補修に要した経費 の4分の3	3,900円
		LED灯等へ切り替え	1灯当たりに要した経費の4分 の4	10,000円
維 持 費	電 気 料		4月分の電灯数×400円	400円

※ 佐賀市社会福祉協議会にも同趣旨の制度がある。

② 防犯灯助成の実績

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
助 成 件 数	新設灯数	137 灯	299 灯	241 灯
	補修灯数	69 灯	46 灯	9 灯
	切替灯数	712 灯	7,239 灯	2,590 灯
	取替灯数	1,449 灯	一灯	一灯
	電気料助成灯数	14,089 灯	14,265 灯	14,554 灯
助 成 金 額		13,805,688 円	80,662,220 円	33,499,576 円

1 4 消費生活 2-3

(1) 消費者啓発

経済社会環境の変化に即応し、自主的かつ合理的に行動する自立した消費者を育成・支援するための事業。

① 消費生活フェアの開催

消費者が安全安心で心豊かに暮らすための知識や情報を発信し、自主的・主体的に行動できるよう、消費者に学習の場を提供する。

② 「消費者月間・消費者の日」記念行事

5月の「消費者月間」、5月30日の「消費者の日」にあわせ、消費者意識の喚起を目的として、街頭啓発キャンペーンやイベント等の消費者啓発事業を実施する。

③ 「夏休みおもしろ雑学講座」

小学生とその保護者を対象に、金銭教育、佐賀の産業や食についての体験型講座を3回シリーズで開催し、お金や物の価値について学ぶことで、子どもの将来の消費生活に係る価値判断や意思決定能力を育む機会を提供する。

④ 地域消費者講座開催

申請により、地域の各種団体、グループ等に出前講座や講師の派遣を行う。

○ 地域消費者講座開催件数と参加人数

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
開 催 件 数	51 件	59 件	73 件
参 加 人 数	1,763 人	1,800 人	1,975 人

⑤ 各種広報媒体による啓発

複雑多様化する消費者問題に対応するための情報を、市報や市ホームページに掲載するほか、民生委員会、地域包括支援センター（おたっしゃ本舗）、ケアマネージャーなどにチラシ、メールにより配信する。

また、大学の入学式、学園祭、地域イベントなどの会場での啓発活動を実施する。

(2) 消費者団体の育成

各種消費者団体の活動に対する支援、助言、補助金の交付等を行う。

○ 補助金交付実績

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
団 体 数	9	8	8
会 員 数	275	256	261
交 付 額	270 千円	240 千円	240 千円

(3) 消費者保護

① 消費生活相談

消費者と事業者との間に生じた苦情・トラブル等の相談に対して、消費生活専門相談員が、解決のための助言及びあっせんを行う。

ア 相談窓口一覧

相 談 窓 口	相 談 日 時	電話番号
佐賀市消費生活センター	月～金曜日 9:00～16:00	40-7087 (佐賀市消費生活センター)
諸富支所	第2・第4木曜日 9:00～15:00	
大和支所	毎週水曜日 9:00～15:00	
富士支所	第2・第4火曜日 9:00～15:00	
三瀬支所	第2金曜日 9:00～15:00	
川副支所	毎週月曜日 9:00～15:00	
東与賀支所 (東与賀保健福祉センター)	第1・第3木曜日 9:00～15:00	
久保田支所	第1・第3金曜日 9:00～15:00	

※ 支所の相談窓口は予約制で、相談日前日 12 時までの受付

イ 消費生活相談件数

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
相 談 件 数	1,862 件	1,533 件	1,493 件

ウ 消費生活相談内容（平成 27 年度、上位 10 位）

順位	内 容	件 数 (%)
1	デジタルコンテンツ(アダルト情報サイト等)	239 件 (16.0%)
2	多重債務(フリーローン・サラ金等)	160 件 (10.7%)
3	不動産賃貸借(敷金等)	64 件 (4.3%)
4	インターネット回線契約	58 件 (3.9%)
5	役務その他サービス(結婚相談所・祈祷等)	48 件 (3.2%)
6	健康食品	45 件 (3.0%)
7	リフォーム工事	43 件 (2.9%)
8	金融商品(投資商法等)	40 件 (2.7%)
9	携帯電話	33 件 (2.2%)
10	自動車	27 件 (1.8%)

② 生活困窮者・多重債務者対策会議の開催

多重債務者対策、生活困窮者自立支援対策および子どもの貧困対策について、連携を深め多角的に対策を講じるため、「生活困窮者・多重債務者対策会議」を設置・開催し、各部局の連携強化に努めている。

③ 消費生活関連法の立入検査

ア 消費生活用製品安全法による立入検査

イ 家庭用品品質表示法による立入検査

ウ 電気用品安全法による立入検査

エ ガス事業法に基づく立入検査

オ 液化石油ガスの保安の確保および取引の適正化に関する法律に基づく立入検査

(4) 消費者行政活性化事業

地方消費者行政の充実強化のため、消費者行政活性化交付金制度を活用した事業を行う。

- ① 相談役（弁護士）の配置による高度な専門相談への対応
- ② 弁護士による夜間相談会の開催
- ③ 啓発パンフレット作成および市内全世帯配布
- ④ 消費生活センターの周知のための市営バス車内アナウンス等広告掲載
- ⑤ 消費者トラブル防止と消費者力向上のためのタウン誌への広告掲載
- ⑥ 佐賀大学と連携した一般市民対象の消費生活講座を 5 回シリーズで開催

(5) 計量事務

計量法に基づく適正な計量の実施を確保し、一般消費者の利益と安全の保護を図るため、事業者を対象とした特定計量器の定期検査や立入検査、及び一般消費者を対象とした計量啓発事業を行う。

① 特定計量器の定期検査

取引・証明のために用いられる特定計量器（はかり）は二年に一度の定期検査が義務付けられている。佐賀市では旧市内と旧町村に分け、毎年交互に検査を実施している。

年度	平成 27 年度（旧町村）
実績	659 件・1,274 台

② 商品量目立入検査

市内スーパーマーケットにおいて計量販売されている商品の内容量が正しく計量されているかを検査する。

年度	平成 27 年度
実績	21 店舗・655 個

③ その他の立入検査・調査

ガスメーターや燃料油メーターなど、定期検査対象外の特定計量器に関する調査、及び立入検査を実施する。

④ 計量啓発事業

一般消費者を対象に「重さ当てクイズ」の実施や計量啓発グッズの配布を行い、適正計量への関心の高揚に努める。また、（一社）佐賀県計量協会の協力により「計量セミナー」を開催し、一般消費者に対して計量行政に関する理解と関心を高める。